士幌町避難行動要支援者避難支援プラン

平成 26 年 4 月

1	基本的考え方(避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等)	1
2	避難支援プランの対象者の考え方(範囲)	. 1
3	避難行動要支援者情報の収集・共有の方法	. 2
4	避難支援体制(町各部局や関係機関の役割分担等)	3
5	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	3
6	ハザードマップ等の整備・活用方法	4
7	避難誘導の手段・経路等	. 5
8	避難所における支援方法	6
9	避難行動要支援者避難訓練の実施	6
10	避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方	6

1 基本的考え方(避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等)

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。これら災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の被災が目立っていることから、あらかじめ、災害対策基本法第49条の10から同条の13に基づき避難行動要支援者名簿(避難行動要支援者名簿)の作成、名簿情報の利用及び提供、名簿情報を提供する場合における配慮、秘密保持義務等を整備し避難支援プランを策定していく必要があります。

なお、避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、避難行動要支援者マップ等を作成するなど、日頃から状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施することが望まれます。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に 実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助・地域(近隣)の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 避難支援プランの対象者の考え方(範囲)

本町における避難支援プラン(個別計画)の対象者は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者として次の方を想定しています。

- 介護保険における要介護・要支援認定者
- 障がい者
- 妊産婦及び乳幼児
- 難病患者
- 日本語に不慣れな在住外国人
- その他:一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者等

3 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。町は、士幌町地域福祉計画に定めるところにより、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努めるものとします。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する
- ③ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台 帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ④ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当 部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する
- ⑤ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する
- ⑥ 社会福祉協議会、訪問介護事業所、福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する

町は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している避難行動要支援者に関する上記の情報について、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。

なお、避難行動要支援者リストの整備や避難支援プラン(個別計画)の策定に あたって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要があ る場合には、避難行動要支援者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に避難行動要支援者に関する情報を提供する場合については、 誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、 その周知を図る。

4 避難支援体制(町各部局や関係機関の役割分担等)

役場内に、横断的組織として「避難行動要支援者支援班」を設ける。避難行動要支援者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

①【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT(プロジェクト・チーム)を設置。災害時は、災害対策本部中、厚生部内に設置。

②【構 成】

平常時は、班長(福祉担当部課長)、班員(福祉担当者、防災担当者等)。 避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、 自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に 福祉担当部課長・担当者で構成。

③【業務】

平常時:避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、避難行動 要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時:避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、 避難所の避難行動要支援者班(仮称)等との連携・情報共有等

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の避難 行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、避 難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織(自 治会)、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において 避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、町から各自治会長(又は自主防災組織の代表者)を通じた避難行動要支援者及び避難支援者等への直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

2. 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ・聴覚障がい者: FAX、インターネット(電子メール、携帯メール等)
- ・視覚障がい者:受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者:フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

3. 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、町役場に設置された避難 行動要支援者支援班が行う。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動 要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

6 ハザードマップ等の整備・活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、 施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じ て住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理 解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これら情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難 経路の確認等を行い、災害に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

8 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、 スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、 事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこと とする。

避難所には、避難行動要支援者の要望を把握するため、避難行動要支援者支援 班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つ つ、避難行動要支援者班を設置し、避難行動要支援者用相談窓口を設ける。その 際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮 を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康 管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相 談、二次的健康被害(エコノミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、ここ ろのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施す るとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への 移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災 後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、 通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視 覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うも のとする。

(2) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 避難行動要支援者情報の収集・共

有の方法」により把握した避難行動要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、 バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、 生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン(個別計画)の策定を通して、その所在や避難方法を避難行動要支援者を含む地域住民に対し周知するとともに、 周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

9 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と 避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、 平時から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動 との連携を深めることが重要である。

また、在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、 平時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民 の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

10 避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、別紙のとおり避難支援プラン(個別計画)を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定にあたっては、士幌町個人情報保護条例第10条第2項第4号の規定に基づき、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と避難行動要支援者に関する基本的な情報(住所や氏名など)を共有した上で、避難行動

要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について作成する。なお、支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族及び町の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難 行動要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、(1)のとおり、その 保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行う。 具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。